



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*37	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	5
*38	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	6
*39	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	26
*40	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	27
*41	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	30
*42	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	32
*43	和歌山県税条例の一部を改正する条例	(税務課).....	33
*44	附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(行政管理課).....	34
*45	和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例	(人権政策課).....	36
*46	和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	(障害福祉課).....	37
*47	修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(医務課).....	43
*48	和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農業農村整備課).....	44
*49	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	45
*50	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	56
*51	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	68

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。
- (2) 第1条の規定による改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定は、令和5年12月1日から適用します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定するとともに、規定の整備を行いました。

- (1) 医師等に係る初任給調整手当の上限額を引き上げました。(第20条関係)
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第23条及び第24条関係)
- (3) 給料表の給料月額について、若年層を中心に引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。
- (2) 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第20条第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第3までの規定は令和5年4月1日から、

改正後の条例第23条第2項及び第3項並びに第24条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料表の給料月額を引き上げました。(第5条関係)
- (2) 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第6条関係)

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。
- (2) 第1条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項及び第2項の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第6条第3項の規定は同年12月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 特定任期付職員の給料表の給料月額を引き上げました。(第7条関係)
- (2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第9条関係)

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。
- (2) 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第9条第2項から第4項までの規定は同年12月1日から適用します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与について、その基準月額に係る基礎額及び上限額の改定を行うとともに、期末手当の支給割合を改めるほか、勤勉手当を新設しました。(第3条、第7条、第7条の2及び別表関係)

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。
- (2) 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第7条第2項の規定は同年12月1日から適用します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、家畜伝染病予防法に規定する家畜の伝染性疾患の患者が発生した場合において、当該患者に接する作業等に直接従事したとき等に支給する防疫業務等手当の額を改定するとともに、規定の整備を行いました。(第9条及び第10条関係)

2 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第2項の規定は、令和5

年10月1日から適用します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。
(第27条関係)

2 施行期日

令和6年1月1日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県こども施策審議会を設置するとともに、所要の改正等を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 附則第2項の規定 公布の日

(2) 第2条第1項の表の改正規定(和歌山県子ども・子育て会議の項を削り、和歌山県こども施策審議会の項を加える改正規定を除く。)及び同条第2項の表の改正規定 令和6年1月1日

◇ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次のとおり改正しました。

(1) 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

結婚及び就職に際しての身元の調査等による部落差別を行ったことを事由として勧告を受けた県内事業者が、当該勧告に従わない場合には、その旨及び当該勧告の内容を公表することができることとするとともに、所要の改正を行うこととしました。(第7条～第13条関係)

(2) 和歌山県人権尊重の社会づくり条例

(1)の一部改正に伴う所要の改正を行うこととしました。(第5条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

1 条例概要

障害を理由とする差別の解消を推進するため、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例の理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することとしました。

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第9条(事業者に係る部分に限る。)、第12条から第17条まで及び第24条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

◇ 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県外において産科診療業務に従事する医師又は県外に居住し、産科診療業務に従事した経験のある医師で、新たに県内分娩取扱医療機関に勤務し、産科診療業務に従事しようとするものに対して貸与する研究資金について、その返還に係る債務の免除の条件である産科診療業務の従事期間を短縮することができることとしました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

機構関連事業に係る特別徴収金を徴収することができるようにするとともに、所要の改正を行いました。(第1条、第4条及び第7条～第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第4条の改正規定(「3回の均等分割支払の方法により支払わせる」を「当該年度内に一時に徴収する」に、「一時支払の方法により当該」を「当該」に、「支払わせる」を「分割して徴収する」に改める部分に限る。)は、令和6年4月1日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定するとともに、規定の整備を行いました。

(1) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第19条及び第20条関係)

(2) 給料表の給料月額について、若年層を中心に引き上げました。(別表第2及び別表第3関係)

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

(2) 第1条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)

別表第2及び別表第3の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げるとともに、規定の整備を行いました。(第15条、第21条の5及び別表第1～別表第3関係)

2 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの規定は、令和5年4月1日から適用します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について次のとおり改定しました。

(1) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第21条及び第22条関係)

(2) 給料表の給料月額について、若年層を中心に引き上げました。(別表第2関係)

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行します。

(2) 第1条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)

別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第37号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

第1条 知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の175</u>とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の165</u>とする。</p>

第2条 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の170</u>とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の175</u>とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

す。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第38号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当) 第13条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(20) 略 (21) <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> (22) 略</p> <p>(初任給調整手当) 第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から11年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万5,600円 (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額5万1,100円 (3)・(4) 略 2・3 略</p> <p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。 4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(手当) 第13条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(20) 略 (21) <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> (22) 略</p> <p>(初任給調整手当) 第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から11年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額41万4,800円 (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額5万800円 (3)・(4) 略 2・3 略</p> <p>(期末手当) 第23条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。 4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>

第24条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を合算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額
- 3～5 略

- (特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)
 第24条の5 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する。
- 2 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第24条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を合算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額
- 3～5 略

- (新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)
 第24条の5 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。
- 2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900

	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
定	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
年	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
前	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
再	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
任	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
用	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
短	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		

	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
時	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
間	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
勤	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
務	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
職	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
員	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300				
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600				
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800				
以	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000				
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300				
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600				
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800				
外	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000				
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
の	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
職	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600	382,500					
	95		296,200	344,100	382,900					
	96		296,600	344,500	383,300					

員	97	296,800	344,700	383,600						
	98	297,100	345,100	384,100						
	99	297,500	345,500	384,500						
	100	297,900	345,800	384,900						
	101	298,100	346,100	385,200						
	102	298,400	346,500							
	103	298,800	346,900							
	104	299,100	347,300							
	105	299,300	347,800							
	106	299,600	348,200							
	107	300,000	348,600							
	108	300,300	349,000							
	109	300,500	349,500							
	110	300,900	349,900							
	111	301,300	350,200							
	112	301,600	350,500							
	113	301,800	351,000							
	114	302,000								
	115	302,300								
	116	302,700								
	117	302,900								
	118	303,100								
	119	303,400								
	120	303,700								
	121	304,100								
	122	304,300								
	123	304,600								
	124	304,900								
	125	305,200								
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定す

る職員を除く。

別表第2 (第8条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
定	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
年	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800

前	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
再	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
任	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
用	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
短	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
時	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
間	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
勤	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
務	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
職	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
員	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		

以	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
外	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
の	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
職	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
員	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			

	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3(第8条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
定	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
年	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100

	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
前	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
再	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
任	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
用	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
短	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
時	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
間	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
勤	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
務	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
職	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
員	63	395,000	469,300	520,400	571,400

以 外 の 職 員	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,600			
97		488,100			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

務 職 員					
-------------	--	--	--	--	--

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
定	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
年	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000

前	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
再	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
任	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
用	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
短	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
時	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
間	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
勤	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
務	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
職	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
員	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		

以 外 の 職 員	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
	86		290,700	326,500	347,300				
	87		290,900	326,700	347,600				
	88		291,100	327,000	347,900				
	89		291,500	327,400	348,300				
	90		291,700	327,800	348,600				
	91		291,900	328,200	349,000				
	92		292,100	328,600	349,300				
	93		292,500	328,900	349,700				
	94		292,700	329,100	350,000				
	95		292,900	329,500	350,300				
	96		293,200	329,800	350,600				
	97		293,500	330,000	350,900				
	98		293,700	330,300	351,300				
	99		293,900	330,600	351,700				
	100		294,200	330,900	352,100				
	101		294,500	331,100	352,600				
	102		294,700	331,400	353,000				
	103		294,900	331,800	353,400				
	104		295,200	332,000	353,800				
	105		295,500	332,200	354,300				
	106			332,400					
	107			332,800					
	108			333,000					
	109			333,200					
	110			333,600					
	111			334,000					
	112			334,400					
	113			334,600					
	定年前		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額

再任用短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100

	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
定	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
年	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
前	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
再	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
任	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500

用	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
短	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
時	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
間	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
勤	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
務	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
職	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
	94	283,800	316,500	349,400	367,500		
	95	284,700	317,200	350,100	367,900		
	96	285,600	317,800	350,700	368,200		
員	97	286,200	318,300	351,100	368,800		
	98	286,800	318,600	351,500	369,300		
	99	287,400	319,200	352,000	369,800		
	100	288,300	319,800	352,400	370,300		
以	101	289,100	320,200	352,900	370,900		
	102	289,900	320,800	353,300	371,400		
	103	290,700	321,400	353,800	371,900		
	104	291,500	321,900	354,200	372,300		
外	105	292,100	322,300	354,500	372,900		
	106	292,600	322,800	355,000	373,400		
	107	293,100	323,300	355,400	373,900		
	108	293,500	323,800	355,700	374,400		
の	109	293,700	324,200	356,200	375,000		
	110	294,000	324,600	356,700	375,400		
	111	294,200	324,900	357,200	375,900		

職 員	112	294,500	325,200	357,700	376,400		
	113	294,800	325,500	358,200	377,000		
	114	295,000	325,900	358,700	377,400		
	115	295,300	326,300	359,200	377,900		
	116	295,500	326,600	359,600	378,400		
	117	295,800	326,800	360,000	379,000		
	118	296,100	327,100	360,400	379,400		
	119	296,400	327,500	360,900	379,900		
	120	296,700	327,700	361,400	380,400		
	121	297,000	327,900	361,800	381,000		
	122	297,400	328,200	362,300			
	123	297,700	328,500	362,800			
	124	298,100	328,800	363,300			
	125	298,300	329,000	363,600			
	126	298,500	329,300				
	127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						

	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円	
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から13年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することにより人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、か</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から11年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することにより人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、か</p>

つ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの
月額4万円

(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 略

つ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの
月額3万3,100円

(4) 略

2・3 略

(期末手当)

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第20条第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第3までの規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第23条第2項及び第3項並びに第24条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第39号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
<p>(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: center;">402,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: center;">461,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: center;">522,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: center;">603,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: center;">701,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: center;">800,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: center;">336,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: center;">371,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: center;">398,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の105を乗じて得た</p>	号給	給料月額		円	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	号給	給料月額		円	1	336,000	2	371,000	3	398,000	<p>(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: center;">398,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: center;">456,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: center;">516,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: center;">596,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: center;">693,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: center;">791,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: center;">332,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: center;">367,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: center;">394,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の100を乗じて得た</p>	号給	給料月額		円	1	398,000	2	456,000	3	516,000	4	596,000	5	693,000	6	791,000	号給	給料月額		円	1	332,000	2	367,000	3	394,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	402,000																																																				
2	461,000																																																				
3	522,000																																																				
4	603,000																																																				
5	701,000																																																				
6	800,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	336,000																																																				
2	371,000																																																				
3	398,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	398,000																																																				
2	456,000																																																				
3	516,000																																																				
4	596,000																																																				
5	693,000																																																				
6	791,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	332,000																																																				
2	367,000																																																				
3	394,000																																																				

額)」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。

額)」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の170</u>を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の175</u>を乗じて得た額」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)第5条第1項及び第2項の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第6条第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第40号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">539,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">615,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">718,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">839,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の175</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける</p>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、職員の給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、教育職員の給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける</p>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	422,000																																				
3	472,000																																				
4	533,000																																				
5	608,000																																				
6	710,000																																				
7	830,000																																				

警察官を含む。」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。))にあつては、100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。

5 略

警察官を含む。」と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。))にあつては、100分の100を乗じて得た額」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

5 略

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。))と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の122.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の102.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。))と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。))と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の122.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。))にあつては、100分の102.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の17</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。))と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。))と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。))と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の125を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。))にあつては、100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の175を</p>

5 $\frac{0}{5}$ を乗じて得た額」とする。
略

5 乗じて得た額」とする。
略

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第9条第2項から第4項までの規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第41号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略			(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
業務の種別	基礎額	上限額	業務の種別	基礎額	上限額
一般事務の補助業務	<u>162,100円</u>	<u>166,600円</u>	一般事務の補助業務	<u>150,100円</u>	<u>154,600円</u>
一般事務に関する業務	<u>162,100円</u>	<u>170,900円</u>	一般事務に関する業務	<u>150,100円</u>	<u>158,900円</u>
高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>162,100円</u>	<u>184,600円</u>	高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>150,100円</u>	<u>172,600円</u>

相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	162,100円	202,400円	相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	150,100円	191,700円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	202,400円	228,900円	資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	191,700円	223,300円
断続的な業務	162,100円	162,100円	断続的な業務	150,100円	150,100円
医療業務	211,000円	245,700円	医療業務	197,000円	236,000円
給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	215,700円	249,700円	給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	203,600円	242,900円

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 会計年度任用職員に支給する給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 期末手当は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員を含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）のうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員を含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）のうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 会計年度任用職員に支給する給与は、報酬及び期末手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 期末手当は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員を含む。）であって、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）のうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>

<p>、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>4 勤勉手当の支給の制限及び支給の一時差止めについては、給料表適用職員の例による。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)別表の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第7条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第42号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年和歌山県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(防疫業務等手当) 第9条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第4号の作業 330円(前項第4号の捕獲又は収容の作業に従事した場合には、当該額に270円を加算した額)</p> <p>(2) 前項第2号及び第3号の作業 1,000円</p>	<p>(防疫業務等手当) 第9条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき330円とする。ただし、前項第4号の捕獲又は収容の作業に従事した場合は、270円を加算することができる。</p>

(放射線取扱手当)
 第10条 放射線取扱手当は、エックス線装置等の取扱い又はこれに付随する業務に従事する職員で放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第1項又は医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の16第1項に規定する管理区域内に立ち入るものが有害放射線の影響を受ける作業に直接従事したときに支給する。
 2 略

(放射線取扱手当)
 第10条 放射線取扱手当は、エックス線装置等の取扱い又はこれに付随する業務に従事する職員で放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第1項又は医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の16第1項に規定する管理区域内に立ち入るものが有害放射線の影響を受ける作業に直接従事したときに支給する。
 2 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第9条第2項の規定は、令和5年10月1日から適用する。

(手当の内払)

2 改正後の条例第9条第2項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第2項の規定に基づいて支給された防疫業務等手当は、改正後の条例第9条第2項の規定による防疫業務等手当の内払とみなす。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第43号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(個人の県民税の賦課徴収に関する報告) 第27条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を個人の県民税の賦課状況報告書により、当該年度の6月30日までに、知事に報告しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 個人の県民税の課税額、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合 2～5 略	(個人の県民税の賦課徴収に関する報告) 第27条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を個人の県民税の賦課状況報告書により、当該年度の6月30日までに、知事に報告しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 個人の県民税の課税額と個人の市町村民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合 2～5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県税条例第27条第1項第4号の規定は、令和6年度以後の年度分の個

人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第44号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会	略	和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会	略
和歌山県文化振興助成事業選考委員会	<u>文化の振興のための助成に係る事業の審査に関する事務</u>	和歌山県文化・スポーツ振興助成事業選考委員会	略
略	略	略	略
和歌山県国際交流助成事業選考委員会	<u>国際交流の推進のための助成に係る事業の審査に関する事務</u>	和歌山県文化・スポーツ振興助成事業選考委員会	<u>文化及びスポーツの振興の助成に係る事業の審査に関する事務</u>
略		略	
和歌山県子ども施策審議会	<u>子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項の計画及び子ども施策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務</u>	和歌山県子ども・子育て会議	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項の計画及び子ども・子育て支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務</u>
略		略	
2 教育委員会の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。		2 教育委員会の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略		略	
和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル	略	和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル	略

方式等事業者選定委員会	
和歌山県教員の資質向上審議会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項又は第4項の規定による認定等についての調査審議に関する事務
和歌山県教職員健康審査会	教育委員会が任命する学校職員に係る労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の4の措置及び同法第68条の規定による就業の禁止についての審査に関する事務
略	略
和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会	略
和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	スポーツの振興のための助成に係る事業の審査に関する事務
きのくに教育賞選考委員会	略
和歌山県学校給食表彰選考委員会	略

3 略

方式等事業者選定委員会	
略	略
和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会	略
きのくに教育賞選考委員会	略
和歌山県教員の資質向上審議会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項又は第4項の規定による認定等についての調査審議に関する事務
和歌山県学校給食表彰選考委員会	略
和歌山県教職員健康審査会	教育委員会が任命する学校職員に係る労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の4の措置及び同法第68条の規定による就業の禁止についての審査に関する事務

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条第1項の表の改正規定（和歌山県子ども・子育て会議の項を削り、和歌山県子ども施策審議会の項を加える改正規定を除く。）及び同条第2項の表の改正規定 令和6年1月1日

(準備行為)

2 和歌山県子ども施策審議会の設置に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第45号

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

(和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定電気通信役務提供者の責務) 第7条 略 2 略 3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条第1項及び第3項並びに第9条第1項において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。</p> <p>(部落差別への取組) 第8条 略 2 略</p> <p><u>3・4 略</u></p> <p>(勧告) 第9条 県は、前条第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、<u>勧告するものとする。</u> 2 県は、前条第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、<u>勧告するものとする。</u> 3 知事は、県内事業者（県内に事務所又は事業所を有する事業者をいう。次条において同じ。</p>	<p>(特定電気通信役務提供者の責務) 第7条 略 2 略 3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。</p> <p>(部落差別への取組) 第8条 略 2 略 3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、<u>同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。</u> 4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、<u>同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。</u> 5・6 略</p>

が次条各号に掲げる調査による部落差別を行った場合において、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県人権尊重の社会づくり条例第5条に規定する和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第10条 県は、次に掲げる調査による部落差別を行ったことを事由として前条第2項の規定による勧告を受けた県内事業者が、当該勧告に従わない場合には、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- (1) 結婚及び就職に際しての身元の調査
- (2) 不動産の取引に際しての当該不動産に係る調査

第11条～第13条 略

第9条～第11条 略

(和歌山県人権尊重の社会づくり条例の一部改正)

第2条 和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(和歌山県人権施策推進審議会の設置等) 第5条 略 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する <u>基本的事項及び和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年和歌山県条例第10号)に定める事項</u> を審議する。 3 略	(和歌山県人権施策推進審議会の設置等) 第5条 略 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する <u>基本的事項</u> を審議する。 3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例第9条第3項及び第10条の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例第3条第2項の規定に違反して行われた部落差別について適用し、施行日前に同項の規定に違反して行われた部落差別については、なお従前の例による。

和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第46号

和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 障害を理由とする差別を解消するための体制

第1節 相談体制（第11条）

第2節 紛争の解決を図るための体制（第12条—第16条）

第3節 和歌山県障害者差別解消調整委員会（第17条）

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策（第18条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

第5章 罰則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 障害者に対して障害を理由として、正当な理由なく、商品、サービス又は機会の提供を拒否すること、当該提供に当たって場所、時間等を制限し、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付すことその他の差別的な取扱いを行うことをいう。
- (4) 合理的配慮 障害者の権利利益を侵害することとなる社会的障壁の除去を実施するために、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う、必要かつ合理的な配慮をいう。
- (5) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第7号に規定する事業者のうち、県内で商業その他の事業を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、全ての県民が障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない

ない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 全ての障害者は、性別、年齢その他の障害者であること以外の事由により、日常生活又は社会生活を営む上で、更に支障が生じている場合において、その解消のために適切な配慮がなされること。
- (5) 障害を理由とする差別及び社会的障壁の問題が、全ての県民の共通の課題として認識され、その解決に向け、障害者と障害者でない者が相互に理解を深め、共同して取り組むこと。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制の整備を図るとともに、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

（国等との連携）

第5条 県は、前条の体制の整備を図り、又は施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村、事業者、県民及び障害者に対する支援を主な活動とする団体と協力し、連携して取り組むものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者及び県民は、第3条の基本理念にのっとり、障害及び障害者について理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

（障害を理由とする差別の禁止）

第7条 何人も、障害者に対して障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第8条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対して障害を理由として、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由により、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることとなるときは、当該障害者に対しその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

（合理的配慮）

第9条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害の特性等により障害者本人による意思の表明が困難な場合は、当該障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が、障害者本人を補佐して行う意思の表明を含む。次項において同じ。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮をしなければならない。

2 県及び事業者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重であって合理的配慮をすることができないときは、当該意思の表明を行った者に対しその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第10条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別を解消するための体制

第1節 相談体制

第11条 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（次項において「相談」という。）をすることができる。

2 県は、相談の申出があったときは、相談に係る事案の解決を図ることができるよう、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言及び情報の提供を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通知その他相談の処理のために必要な事務を行うこと。

第2節 紛争の解決を図るための体制

（あっせんの申立て）

第12条 障害者及びその家族、後見人その他障害者を現に保護する者は、当該障害者が第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合は、当該事案の解決を図るため、規則で定めるところにより、知事に対し、和歌山県障害者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）によるあっせんを申し立てることができる。

2 前項の規定によるあっせんの申立て（次項及び次条において「申立て」という。）は、前条第1項の規定により相談をし、県が同条第2項各号に掲げる業務を行っても、当該相談による解決の見込みがないと認められるときでなければ、することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申立てをすることができない。

- (1) 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関する場合であって、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情の申立て等を行うことができるとき。
- (2) 当該事案が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき解決を図ることができるものであるとき。
- (3) 過去に当該事案につき申立てがなされたことがあるとき。
- (4) 障害者の家族、後見人その他障害者を現に保護する者が申立てをする場合において、当該申立てをすることが当該障害者の意に反すると認められるとき。

（事案の調査）

第13条 知事は、申立てがあったときは、当該申立てがあった事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実の調査を行うものとする。

2 紛争事案の当事者（当該紛争事案に関し、申立てをした者及び第8条第1項又は第9条第1項の規定

に違反する行為をしたとされる事業者をいう。以下同じ。）その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

（あっせん）

第14条 知事は、前条第1項の調査の結果に基づき、紛争事案の解決のために必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該紛争事案を調整委員会によるあっせんに付するものとする。

(1) 紛争事案が解決したときその他あっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 紛争事案について国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っているときその他あっせんを行うことが適当でないと認めるとき。

2 調整委員会は、前項の規定により紛争事案があっせんに付されたときは、前項各号のいずれかに該当することとなった場合を除き、あっせんを行うものとする。

3 調整委員会は、あっせんを行うため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 調整委員会は、あっせんを行うに当たっては、規則で定めるところにより、紛争事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示するものとする。ただし、前項の調査をした場合において、事業者が第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反したと認められなかったときには、当事者にその旨を通知するものとする。

5 あっせんは、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了する。

(1) あっせんにより紛争事案が解決したとき。

(2) あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。

(3) 調整委員会が前項ただし書の規定による通知をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんを行うことが適当でなくなったとき。

6 調整委員会は、第1項各号に該当する場合としてあっせんを行わないとき又は前項の規定によりあっせんで終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

（勧告）

第15条 調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反したと認められる事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないときは、知事に対し、当該事業者に対して障害を理由とする差別を解消するために必要な措置を講ずることを勧告するよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して障害を理由とする差別を解消するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（公表）

第16条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表の対象となる事業者に対して、あらかじめその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない

い。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

第3節 和歌山県障害者差別解消調整委員会

第17条 紛争事案について、第14条第2項の規定に基づき、あっせんを行わせるため、調整委員会を置く。

- 2 調整委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 障害者又は障害者の福祉に関する事業に従事する者
 - (3) 事業者又は事業者により構成される団体の役職員
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

(普及啓発)

第18条 県は、障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害者に関する正しい知識の普及及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における理解の促進等)

第19条 県は、学校教育において、障害及び障害者に関する正しい知識を得るための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たすべき役割の重要性を鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、必要な支援体制の整備及び充実に努めるものとする。

(就労の促進)

第20条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、関係機関と連携し、障害者の多様な就業の機会の確保及び職場への定着の促進を図るとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(情報の取得等のための手段の利用促進等)

第21条 県は、点字、手話、要約筆記その他の障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通のための手段が広く利用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通を支援する者の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、障害者が容易に県政に関する情報を取得することができるよう、点字、手話、要約筆記その他の障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

(人材の育成)

第22条 県は、障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を図るため、専門的な知識及び技能を有する人材の育成に努めるものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第24条 第17条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条(事業者に係る部分に限る。)、第12条から第17条まで及び第24条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 調整委員会の委員の任命その他調整委員会の設置のために必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第47号

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例(平成3年和歌山県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金(以下「修学資金等」という。)の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。				知事は、次の表の左欄に掲げる修学資金、研修資金又は研究資金(以下「修学資金等」という。)の貸与を受けた者が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。			
修学資金等の種類		免除の条件		修学資金等の種類		免除の条件	
略		略		略		略	
産科 医確 保研 修資 金及 び研	略	(1) 貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事し、その期間	略	産科 医確 保研 修資 金及 び研	略	(1) 貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関において産科診療業務に従事し、その期間	略

究資金	(災害、疾病その他やむを得ない理由により産科診療業務に従事することができなかつた期間を除く。)が、次に掲げる修学資金等の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を経過したとき	究資金	(災害、疾病その他やむを得ない理由により産科診療業務に従事することができなかつた期間を除く。)が、次に掲げる修学資金等の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を経過したとき
	ア 略		ア 略
	イ 研究資金 通算して1年を超えない範囲内で規則で定める期間以上		イ 研究資金 通算して1年以上
略	略	略	略
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第48号

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例(平成4年和歌山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第1項の規定による分担金及び同条第6項の規定による負担金並びに第91条の2第6項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(分担金等の徴収方法)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により徴収する各年度の分担金及び同条第4項の規定により市町村に負担させる各年度の負担金(以下この条において「分担金等」という。)は、当該年度内に一時に徴収するものとする。ただし、当該分担金等の徴収を受ける者の申出があるときは、知事は、当該分担金等を分割して徴収することができる。</p> <p>第6条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第1項及び第6項の規定による分担金及び負担金(以下「分担金等」という。)の徴収に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(分担金等の徴収方法)</p> <p>第4条 第2条第1項及び第4項の規定により徴収する各年度の分担金等は、3回の均等分割支払の方法により支払わせるものとする。ただし、当該分担金等の徴収を受ける者の申出があるときは、知事は、一時支払の方法により当該分担金等を支払わせることができる。</p> <p>第6条 略</p>

(特別徴収金の徴収)

第7条 県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第2号に掲げる者のいずれかが、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告をした日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告をした日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第8条 前条の特別徴収金の額は、第1号に定める額から第2号に定める額を差し引いて得た額とする。

- (1) 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額
- (2) 当該機構関連事業につき法第91条第6項の規定により県が徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

(特別徴収金の免除)

第9条 知事は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第7条の特別徴収金を免除することができる。

(徴収手続等)

第10条 第2条第1項の規定により徴収する各年度の分担金、第6条第1項の規定により徴収する分担金又は第7条の規定により徴収する特別徴収金の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(徴収手続等)

第7条 第2条第1項の規定により徴収する各年度の分担金又は前条第1項の規定により徴収する分担金の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「3回の均等分割支払の方法により支払わせる」を「当該年度内に一時に徴収する」に、「一時支払の方法により当該」を「当該」に、「支払わせる」を「分割して徴収する」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第49号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当) 第13条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(21) 略 (22) <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> (23) 略</p> <p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略</p> <p>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当) 第20条の5 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する。</u> 2 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、</u>日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。 3 前2項に規定するもののほか、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>	<p>(手当) 第13条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(21) 略 (22) <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> (23) 略</p> <p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略</p> <p>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当) 第20条の5 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。</u> 2 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、</u>日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。 3 前2項に規定するもののほか、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100

	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
定	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
年	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
前	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
再	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
任	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
用	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	
短	65	270,800	343,500	395,500	440,500	
	66	272,100	345,500	396,700	441,700	
	67	273,400	347,500	398,000	442,900	
	68	274,700	349,500	399,300	444,100	
時	69	275,900	351,300	400,600	445,300	
	70	277,100	353,200	401,900	446,500	
	71	278,300	355,100	403,300	447,700	
	72	279,500	357,000	404,500	448,900	
間	73	280,500	358,600	405,700	450,000	
	74	281,500	360,500	407,100	450,600	
	75	282,500	362,300	408,500	451,100	
	76	283,400	364,200	409,800	451,600	
勤	77	284,300	366,000	411,000	452,100	
	78	285,200	367,700	412,200		
	79	286,100	369,300	413,500		
	80	287,000	370,900	414,900		

務	81	287,800	372,300	416,200
	82	288,900	373,800	417,400
	83	289,900	375,200	418,400
	84	290,900	376,500	419,600
職	85	291,900	377,600	420,800
	86	292,900	379,000	422,000
	87	293,900	380,400	423,200
	88	294,900	381,700	424,200
員	89	296,000	382,900	425,300
	90	297,100	384,200	426,300
	91	298,200	385,300	427,300
	92	299,200	386,500	428,300
以	93	299,700	387,700	429,200
	94	300,700	388,800	430,000
	95	301,800	390,000	430,800
	96	303,000	391,200	431,600
外	97	304,000	392,600	432,400
	98	305,100	393,600	432,800
	99	306,100	394,600	433,200
	100	307,100	395,600	433,600
の	101	307,900	396,500	434,000
	102	309,000	397,500	434,300
	103	310,000	398,600	434,600
	104	311,000	399,700	434,800
職	105	311,600	400,400	435,100
	106	312,500	401,300	435,400
	107	313,300	402,200	435,700
	108	314,100	403,100	435,900
員	109	314,800	403,900	436,100
	110	315,200	404,800	436,400
	111	315,600	405,600	436,700
	112	316,100	406,400	436,900
	113	316,600	407,000	437,100
	114	317,000	407,700	437,400
	115	317,500	408,400	437,700
	116	317,900	409,100	437,900
	117	318,400	409,700	438,100
	118	318,900	410,200	
	119	319,300	410,600	
	120	319,800	411,000	
	121	320,300	411,300	
	122	320,700	411,600	
	123	321,200	411,900	

	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第8条関係)

中学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500

	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
定	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
年	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
前	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
再	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
任	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
用	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
短	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
時	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	

間	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
勤	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
	84	288,700	355,100	405,700	420,800	
務	85	289,600	356,300	406,400	421,100	
	86	290,400	357,900	407,200	421,500	
	87	291,100	359,400	407,900	421,900	
	88	291,900	360,900	408,600	422,200	
職	89	292,800	362,200	409,200	422,500	
	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	
員	93	295,600	367,600	411,500	423,500	
	94	296,300	368,900	411,900		
	95	297,000	370,100	412,200		
	96	297,700	371,200	412,500		
以	97	298,400	372,200	412,700		
	98	299,200	373,200	413,000		
	99	300,000	374,200	413,300		
	100	300,700	375,100	413,500		
外	101	301,400	375,900	413,700		
	102	301,800	376,900	414,000		
	103	302,200	377,800	414,300		
	104	302,600	378,700	414,500		
の	105	302,800	379,500	414,700		
	106	303,100	380,400	415,000		
	107	303,400	381,300	415,300		
	108	303,600	382,200	415,500		
職	109	303,800	383,000	415,700		
	110	304,000	384,000	416,000		
	111	304,300	384,900	416,300		
	112	304,600	385,800	416,500		
員	113	304,800	386,400	416,700		
	114	305,000	387,300	417,000		
	115	305,200	388,200	417,300		
	116	305,500	389,100	417,500		
	117	305,800	389,900	417,700		
	118	306,000	390,600			
	119	306,300	391,400			
	120	306,600	392,200			

121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			
定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円

短 時 間 勤 務 職 員		226, 200	272, 100	299, 100	325, 500	406, 600
---------------------------------	--	----------	----------	----------	----------	----------

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>	<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)別表第2及び別表第3の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第50号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当) 第15条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(2) 略 (3) <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> (4) 略</p> <p>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当) 第21条の5 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する。</u> 2 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。</u> 3 前2項に規定するもののほか、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p>(手当) 第15条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(2) 略 (3) <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> (4) 略</p> <p>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当) 第21条の5 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。</u> 2 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。</u> 3 前2項に規定するもののほか、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500

	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
定	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	

	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
年	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
前	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
再	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
任	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
用	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
短	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
時	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
間	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
勤	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
	84	288,700	355,100	405,700	420,800	
務	85	289,600	356,300	406,400	421,100	
	86	290,400	357,900	407,200	421,500	
	87	291,100	359,400	407,900	421,900	
	88	291,900	360,900	408,600	422,200	
職	89	292,800	362,200	409,200	422,500	

	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	
員	93	295,600	367,600	411,500	423,500	
	94	296,300	368,900	411,900		
	95	297,000	370,100	412,200		
	96	297,700	371,200	412,500		
以	97	298,400	372,200	412,700		
	98	299,200	373,200	413,000		
	99	300,000	374,200	413,300		
	100	300,700	375,100	413,500		
外	101	301,400	375,900	413,700		
	102	301,800	376,900	414,000		
	103	302,200	377,800	414,300		
	104	302,600	378,700	414,500		
の	105	302,800	379,500	414,700		
	106	303,100	380,400	415,000		
	107	303,400	381,300	415,300		
	108	303,600	382,200	415,500		
職	109	303,800	383,000	415,700		
	110	304,000	384,000	416,000		
	111	304,300	384,900	416,300		
	112	304,600	385,800	416,500		
員	113	304,800	386,400	416,700		
	114	305,000	387,300	417,000		
	115	305,200	388,200	417,300		
	116	305,500	389,100	417,500		
	117	305,800	389,900	417,700		
	118	306,000	390,600			
	119	306,300	391,400			
	120	306,600	392,200			
	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			

133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職	職				
---	---	--	--	--	--

員の 区分	務 の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	

	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
定	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
年	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
前	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
再	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
任	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
用	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	
	65	270,800	343,500	395,500	440,500	
短	66	272,100	345,500	396,700	441,700	
	67	273,400	347,500	398,000	442,900	
	68	274,700	349,500	399,300	444,100	
	69	275,900	351,300	400,600	445,300	
時	70	277,100	353,200	401,900	446,500	
	71	278,300	355,100	403,300	447,700	
	72	279,500	357,000	404,500	448,900	
	73	280,500	358,600	405,700	450,000	
間	74	281,500	360,500	407,100	450,600	
	75	282,500	362,300	408,500	451,100	
	76	283,400	364,200	409,800	451,600	
	77	284,300	366,000	411,000	452,100	
勤	78	285,200	367,700	412,200		
	79	286,100	369,300	413,500		
	80	287,000	370,900	414,900		
	81	287,800	372,300	416,200		
	82	288,900	373,800	417,400		

務	83	289,900	375,200	418,400		
	84	290,900	376,500	419,600		
職	85	291,900	377,600	420,800		
	86	292,900	379,000	422,000		
	87	293,900	380,400	423,200		
	88	294,900	381,700	424,200		
	89	296,000	382,900	425,300		
	90	297,100	384,200	426,300		
員	91	298,200	385,300	427,300		
	92	299,200	386,500	428,300		
以	93	299,700	387,700	429,200		
	94	300,700	388,800	430,000		
	95	301,800	390,000	430,800		
	96	303,000	391,200	431,600		
外	97	304,000	392,600	432,400		
	98	305,100	393,600	432,800		
	99	306,100	394,600	433,200		
	100	307,100	395,600	433,600		
の	101	307,900	396,500	434,000		
	102	309,000	397,500	434,300		
	103	310,000	398,600	434,600		
	104	311,000	399,700	434,800		
職	105	311,600	400,400	435,100		
	106	312,500	401,300	435,400		
	107	313,300	402,200	435,700		
	108	314,100	403,100	435,900		
員	109	314,800	403,900	436,100		
	110	315,200	404,800	436,400		
	111	315,600	405,600	436,700		
	112	316,100	406,400	436,900		
	113	316,600	407,000	437,100		
	114	317,000	407,700	437,400		
	115	317,500	408,400	437,700		
	116	317,900	409,100	437,900		
117	318,400	409,700	438,100			
118	318,900	410,200				
119	319,300	410,600				
120	319,800	411,000				
121	320,300	411,300				
122	320,700	411,600				
123	321,200	411,900				
124	321,700	412,100				
125	322,300	412,300				

126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
定	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
年	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
前	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
再	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300

	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
任	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
用	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
短	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
時	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
間	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
勤	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
務	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
職	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
員	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
以	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
外	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900

の 職 員	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
	86		290,700	326,500	347,300	
	87		290,900	326,700	347,600	
	88		291,100	327,000	347,900	
	89		291,500	327,400	348,300	
	90		291,700	327,800	348,600	
	91		291,900	328,200	349,000	
	92		292,100	328,600	349,300	
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		
96		293,200	329,800	350,600		
97		293,500	330,000	350,900		
98		293,700	330,300	351,300		
99		293,900	330,600	351,700		
100		294,200	330,900	352,100		
101		294,500	331,100	352,600		
102		294,700	331,400	353,000		
103		294,900	331,800	353,400		
104		295,200	332,000	353,800		
105		295,500	332,200	354,300		
106			332,400			
107			332,800			
108			333,000			
109			333,200			
110			333,600			
111			334,000			
112			334,400			
113			334,600			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100

務 職 員					
-------------	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第51号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手</p>

当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部警察官にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に100分の50(特定幹部警察官にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 略

当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定幹部警察官にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部警察官にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400

	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
定	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
年	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
前	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
再	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
任	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
用	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
短	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
時	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
間	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		

勤	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400
務	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500
警	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
察	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
官	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
以	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
外	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
	94	302,300	325,900	351,900	385,300			
	95	303,400	327,200	353,400	385,900			
	96	304,700	328,500	354,800	386,400			
の	97	305,800	329,700	356,100	386,800			
	98	307,000	331,000	357,300	387,200			
	99	308,200	332,200	358,400	387,800			
	100	309,400	333,400	359,600	388,300			
警	101	310,500	334,800	360,700	388,700			
	102	311,500	335,700	361,800	389,200			
	103	312,500	336,700	362,900	389,800			
	104	313,500	337,800	364,000	390,300			
察	105	314,300	338,900	365,200	390,600			
	106	314,900	340,000	365,700	391,000			
	107	315,500	341,000	366,300	391,500			
	108	316,100	342,000	366,900	391,800			
官	109	316,600	343,200	367,500	392,100			
	110	317,100	344,200	368,000	392,600			
	111	317,500	345,200	368,500	393,100			

112	318,000	346,100	369,000	393,600						
113	318,800	347,000	369,400	393,900						
114	319,500	347,900	369,800	394,400						
115	320,200	348,900	370,400	394,900						
116	320,800	349,900	370,900	395,400						
117	321,400	350,900	371,300	395,700						
118	322,200	351,300	371,800	396,200						
119	322,900	351,900	372,400	396,700						
120	323,700	352,500	372,900	397,200						
121	324,300	352,800	373,100	397,600						
122	324,600	353,200	373,600	398,100						
123	325,100	353,700	374,100	398,500						
124	325,600	354,100	374,500	399,000						
125	325,900	354,500	375,000	399,400						
126		354,900	375,500							
127		355,400	376,000							
128		355,800	376,500							
129		356,200	376,800							
130		356,600	377,300							
131		357,000	377,800							
132		357,400	378,300							
133		357,600	378,600							
134		358,100	379,100							
135		358,500	379,500							
136		358,800	379,900							
137		359,100	380,200							
138		359,500	380,700							
139		360,000	381,200							
140		360,500	381,700							
141		360,800	382,000							
142		361,300								
143		361,800								
144		362,300								
145		362,600								
定年前再任用短時間勤	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	

務 警 察 官									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第2条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当) 第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第2項第1号及び第2号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官 当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第21条第2項及び第3項並び

に第22条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。